

ふくし“きらり^{ひと}人。”設置要項

1 目的

県内の福祉施設・事業所に勤務する職員や、県内の高校・専門学校・短大・大学等の福祉系学科で学ぶ学生などから、福祉の魅力発信やイメージアップと一緒に取り組む仲間を発掘し、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する福祉人材の確保にかかる事業等への参加を通じて、福祉の仕事に対するイメージアップに寄与し、将来的な福祉人材の確保に繋げるものとする。

また、これらの活動を、県内で福祉に携わる者の自己研鑽及び資質向上を考えるネットワークとして捉え、関係者同士の情報交換などを通じてネットワークの拡充を図り、福祉人材の定着に寄与することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

3 名称

本事業において任命される者は、ふくし“きらり人。”（以下、「“きらり人”」という。）と称する。

4 対象

下記のそれぞれの要件を満たす人物とする。

- (1) 県内の福祉施設・事業所に勤務する職員や、県内の高校・専門学校・短大・大学等の福祉系学科で学ぶ学生など、福祉に関わる者。
ただし、学生については、実家等が県内にあり、休暇期間等に県内で活動することができる場合には、県外在住者であっても対象とする。
- (2) 本会広報誌、本会ホームページ及び本会が作成するパンフレット等において、自身の写真・映像及びインタビュー記事が掲載されること、また、退任後も自身の写真・映像及びインタビュー記事の使用継続について同意している者。
- (3) 未成年者の場合は保護者の同意、福祉施設・事業所に勤務する職員の場合には所属長の同意を得ている者。
- (4) 次のいずれかに当てはまる者。
 - ① 日々やりがいを感じながら仕事や勉強に取り組んでいること。
 - ② 福祉の仕事にまつわる心温まる具体的なエピソードを持っていること。
 - ③ 福祉に関する夢や目標を持って、日々仕事や勉強に向き合っていること。
 - ④ 福祉の仕事に関わる魅力的なプレゼンテーションができること。
 - ⑤ 福祉の仕事の広報担当としてふさわしい雰囲気を持っていること。

5 応募

応募は随時受け付けるものとする。

なお、応募にあたっては、応募用紙（様式1）を本会福祉人材・研修部に郵送またはメールにて提出する。

また、自薦・他薦は問わないものとする。

6 審査

応募のあった者について、審査を行うものとする。

なお、審査基準については、上の「4対象」に従うものとする。

7 任命

審査の結果、適当と認めた者について、本会福祉人材センター長が任命する。

8 活動内容

- (1) 本会広報誌における日常業務等の紹介
- (2) 本会ホームページにおける広報誌掲載記事等の掲載
- (3) 福祉キャラバン隊をはじめとする、本会実施事業への参加
- (4) 本会が作成するパンフレット等への写真及びインタビュー等の掲載
- (5) 福祉人材の確保に寄与する催事等への参加
- (6) “きらり人。”間の情報交換
- (7) 福祉人材の確保及び福祉関係者の資質向上に関する施策の提案

9 活動期間

任命した年度の翌年度末までとする。

ただし、本人及び所属長（福祉施設・事業所に勤務する者）・保護者（未成年者）の同意が得られた場合、活動期間を1年単位で延長することができる。

なお、本人及び所属長（福祉施設・事業所に勤務する者）・保護者（未成年者）から、“きらり人。”としての活動を休止または終了したいとの申し出がなされた場合、若しくは、応募対象要件を満たさないと本会が判断した場合、“きらり人。”としての活動を休止、または“きらり人。”の任命を取り消すことができる。

10 報酬等

本会からの依頼に基づく活動に対して、別に定める基準に従い報酬等を支給することができる。

11 問い合わせ

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部

TEL：029-244-4544 FAX：029-244-4543

E-mail：jinzaikakuho@ibaraki-welfare.or.jp

住所：茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階